

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全施設等整備事業（歩道設置）					
地区名	主要地方道 阿南東栄線					
事業箇所	北設楽郡東栄町大字下田					
事業のあらまし	本路線は、長野県下伊那郡阿南町から北設楽郡豊根村をへて同郡東栄町に至る幹線道路であり、当地区は、三遠南信自動車道の開通によって交通量が増加し、事故の危険性も増加している。 このことから、東栄小学校の通学路に指定されているが歩道が未整備である当箇所に歩道を整備することにより、児童を含む歩行者の安全を図る。					
事業目標	【達成（主要）目標】 歩道を整備し、通行する歩行者・自転車の安全を確保する。 【副次目標】（必要に応じて記載する）					
事業費	事業費		内訳			
	0.55億円		□工事費0.13億円、□用補費0.42億円、□その他 億円			
事業期間	採択予定年度	平成25年度	着工予定年度	平成25年度	完成予定年度	平成27年度
事業内容	歩道設置工事					

II 評価																																																																					
①事業の必要性	1) 必要性	集落地内の通学路であることから、早急な歩道設置が求められている。																																																																			
	判定	<p>A A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】 歩道の価値が高まり安全性が確保される。</p>																																																																			
③事業の実効性	1) 事業計画	<p>事業計画及び実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・道路工</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・舗装工</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="8">0.55</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業費について、今後5年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。</p>		H25	H26	H27							工種 区分	調査・設計	←→								用地補償		←→							工事			←→						・道路工			←→							・舗装工			←→						事業費（億円）		0.55							
		H25	H26	H27																																																																	
工種 区分	調査・設計	←→																																																																			
	用地補償		←→																																																																		
	工事			←→																																																																	
	・道路工			←→																																																																	
	・舗装工			←→																																																																	
事業費（億円）		0.55																																																																			
2) 地元の合意形成	判定	<p>【理由】 地元住民の同意は得ており、合意形成は容易である。</p> <p>A A：事業計画の実効性が期待できる。 B：十分な事業効果が期待できない。</p> <p>【理由】 事業の実効性についても問題ないと判断したため。</p>																																																																			

VI 対応方針	
事業実施	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容	
■対象（事業完了後 5年目）	□対象外
【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】	
【主な評価内容】	
事業実施前後の歩行者等の安全性の変化	